

# 飛騨・美濃「体験の風をおこそう」運動推進事業実行委員会会則

平成29年3月31日制定

平成31年4月23日改定

令和3年5月6日改定

令和5年6月5日改定

令和6年6月3日改定

## (名称)

第1条 この会則によって定める組織の名称は、「飛騨・美濃『体験の風をおこそう』運動推進事業実行委員会」(以下「本会」という。)という。

## (目的)

第2条 本会は、近年、子供たちの自然体験、社会体験、生活体験などの体験が減少している現状を踏まえ、子供たちの健やかな成長にとって体験がいかに重要であるかということを広く発信し、社会全体で体験活動を進めるための機運を高める「体験の風をおこそう」運動を推進することを目的とする。

また、子どもたちの基本的な生活習慣の確立のため、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会と連携して、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進することを目的とする。

## (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行うものとする。

- (1) 地域における「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進
- (2) 「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動に関する普及啓発
- (3) 青少年とその家族に対する体験の機会と場の提供
- (4) 青少年の体験活動の推進に寄与する施設・団体間の連携の促進
- (5) その他目的達成の為に必要な事業及び事務

## (組織)

第4条 本会は、委員10名程度とする。

2 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

## (委員)

第5条 委員は本会において、本会の目的に賛同する地方公共団体、学校、N

PO法人、青少年団体等の推薦に基づき選任する。

- 2 委員の所属する団体の異動等により委員が退任する場合は、後任者に引き継ぐものとし、任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は本人並びに所属団体の申し出により退会することができる。

(委員長)

第6条 本会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、本会において選任する。
- 3 委員長は、会務を統括し、会議を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第7条 本会に副委員長を置くことができる。

- 2 副委員長は、委員長が指名する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長の職務を代行する。

(実行委員会開催)

第8条 本会は、委員の過半数の出席により成立する。ただし、委任状を提出した委員は、出席者とみなすものとする。なお、必要に応じ電子メールを含む持ち回りによる会議を行うことができる。その場合、本条各項を準用する。

- 2 本会の議決は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動実施本部)

第9条 本会の具体的な事業の計画及び推進などその円滑な運営を図るため、本会の下に「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動実施本部を置くことができる。

- 2 前項の「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動実施本部には、委員長が、委員の推薦等により、この会の目的に賛同する組織、機関及び団体、個人(以下「協力団体」という。)の参加を認めることができる。
- 3 協力団体等の参加にあたっては、委員の推薦以外にも、この運動への理解を広めるとともに積極的な募集に努める。

(会計責任者)

第10条 本会に、会計責任者を置く。

- 2 会計責任者は、事務局長をもって充てる。
- 3 会計責任者は、本会の会計処理に関する業務を総括する。

(顧問)

第11条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、委員の推薦に基づき、委員会が委嘱する。
- 3 顧問は、次のことを行うものとする
  - (1) 本会の運営に関する助言
  - (2) 本会の活動に対する広報・啓発

(経費)

第12条 本会の経費は、委託費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するため、国立乗鞍青少年交流の家内に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、国立乗鞍青少年交流の家次長をもって充てる。

(その他)

第15条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

- 1 本会則は、平成29年4月1日から実施する。
- 2 第4条第2項、第5条第1項、第7条第2項及び第11条第2項の規定に

関わらず、本会制定時の委員、委員長、副委員長、会計責任者及び監事は別に定める。

附 則

本会則は、平成31年4月23日から実施する。

附 則

本会則は、令和3年5月6日から実施する。

附 則

本会則は、令和5年6月5日から実施する。

附 則

本会則は、令和6年4月1日から実施する。